

# 第3期 南大東村子ども・子育て 支援事業計画



概要版



令和7年8月

南大東村

# 計画策定の趣旨

## 計画策定の背景と目的

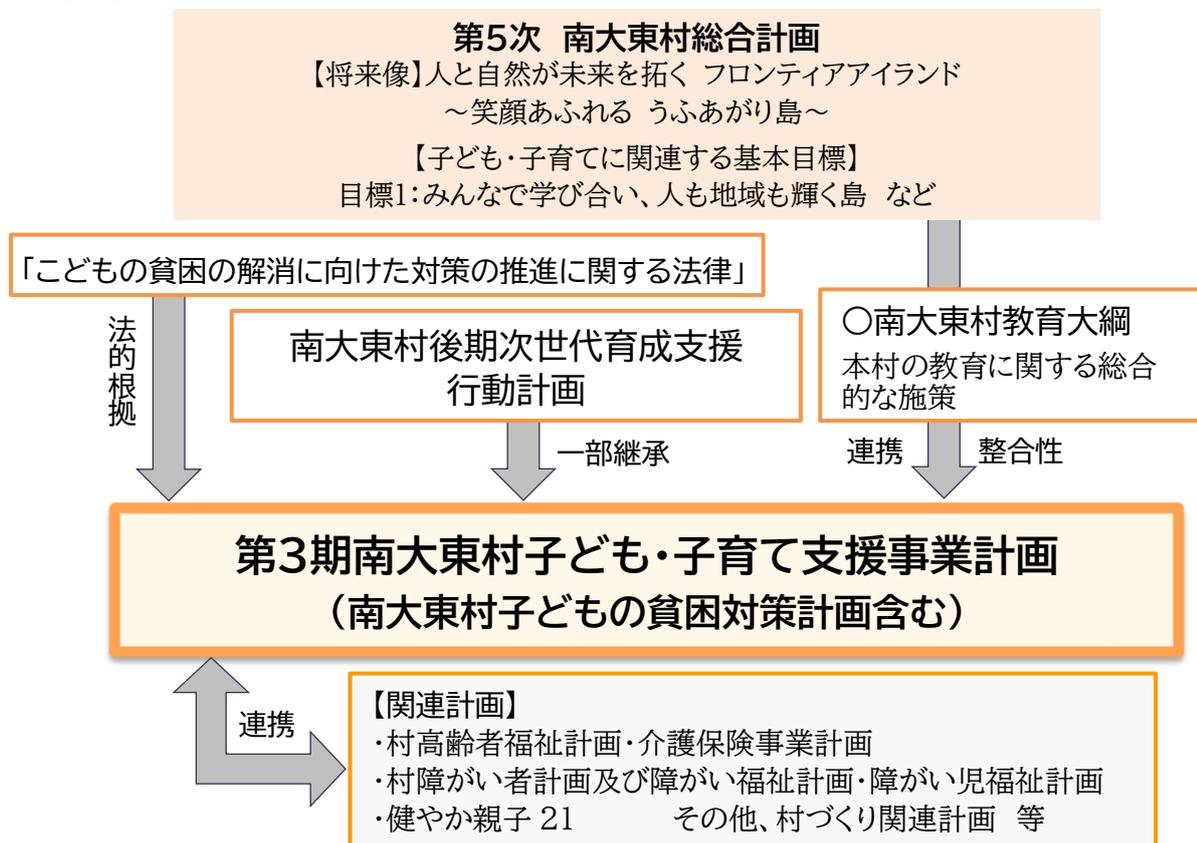
本村では、平成 16 年度に策定した「南大東村前期次世代育成支援行動計画」からの方向性を継承しながら、「子ども・子育て支援法」の趣旨を踏まえ、平成 26(2014)年に「南大東村子ども・子育て支援事業計画」の策定、令和2(2020)年には「第2期南大東村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援施策の充実化や子育て環境の計画的な整備に取り組んできました。

このような中、第2期計画が最終年度となることから、改めて、本村の子育て家庭のニーズを把握するとともに、第2期計画での取り組みの進捗状況を踏まえ、本村におけるさらなる子育て環境の充実を図るため、令和7(2025)年度を初年度とする「第3期南大東村子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

## 計画の位置づけと計画期間

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、本村の「南大東村村総合計画」を上位計画とし、本村における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけられるものです。また、本計画は、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく、「南大東村子ども貧困対策計画」としての施策を包含しています。

本計画においては、「子ども・子育て支援法」に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画の期間とします。



# 計画の基本的な考え方

## 基本理念

村民が安心して結婚・出産・子育てしやすい環境づくりと地域社会全体での子育て支援を進め、発達に応じた適切な質の高い教育・保育を推進し、親が子どもを安心して預けられるよう支援していくため、本計画の基本理念は、前計画の理念を引き継ぎ、以下のとおり定めます。

**うふあがりっ子 親 地域が育む 教育立村**

## 計画策定における長期的な視点

### ①子どもの視点

子どもの人権及び最善の利益が十分に尊重されるように努め、子どもが心身共に健やかに過ごせるよう、子どもの視点に沿って計画を進めていくものとします。また、子どもが積極的に参画、活動できる場を提供していきます。

### ②子どもを育成する長期的な視点

子育て中の保護者に対して子育て支援や環境づくりを行うとともに、子育ての意義や喜びを体感できるような施策の展開を図ります。親の役割の重要性を認識し、子どもが安定した家庭生活が送れるよう親も同時に成長して子育てに対して喜びや生きがいを感じられるよう支援していきます。

### ③社会全体で支える視点

子育てについては、親が第一義的責任を有するという基本的認識を持ちつつ、地域・事業所・行政が連携し、社会全体で子育てできる環境づくりに取り組んでいきます。同時に、安心した暮らしを守るため、地域づくり、住環境づくり、災害・防犯対策を推進します。

### ④地域コミュニティの向上を目指した村民計画の視点

世代を超えて、みんなが集える居場所づくりの推進をはじめ、情報交流を通して地域のコミュニティを構築し、柔軟に対応できる発展型の村民計画を引き続き推進していきます。

### ⑤南大東村の地域特性を捉えた視点

都市部と農山漁村では人口構造や産業構造が異なり、さらには社会資源の状態など地域の特性はさまざまであり、ニーズや必要とされる支援策も異なるため、本村の地域特性を踏まえた主体的な取組を推進します。

さらに、本村の各種公共施設の活用をはじめ民生委員や児童委員等の関係機関及び各種民間団体等の地域人材の協力体制の確立とともに、自然環境や伝統文化等の社会資源の効果的な活用の取組を推進します。

## 施策の体系

第3期南大東村子ども・子育て支援事業計画の施策の体系は、以下のとおりです。

基本理念	基本目標	基本施策
つなぐあがりっ子 親 地域が育む 教育立村	<b>基本目標 1</b> 教育・保育の整備と充実	(1)教育・保育の受け入れ体制 (2)幼稚園教諭・保育士の人材確保と育成向上 (3)認定こども園への意向と普及に係る考え方 (4)保育から教育まで一貫した支援の提供 (5)子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備
	<b>基本目標 2</b> 子育てしやすい地域づくり	(1)地域子ども・子育て支援事業の充実 (2)安全な道路交通環境・安心して外出できる環境の整備 (3)郷土愛の向上・環境美化の推進 (4)子どもの健やかな成長を守り育む居場所・地域環境づくり (5)仕事と子育ての両立の推進(ワーク・ライフ・バランスの推進) (6)家庭や地域の教育力の向上
	<b>基本目標 3</b> 子どもと母親の健康の確保	(1)切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健事業 (2)食育の推進 (3)小児医療等の充実
	<b>基本目標 4</b> 支援を必要とする世帯への対応などきめ細やかな取り組みの推進	(1)ひとり親家庭等の自立支援の推進 (2)障がい児支援の充実 (3)青少年の問題行動への対応 (4)妊娠期からの児童虐待防止対策 (5)子どもの貧困対策(南大東村子どもの貧困対策計画)

## 【基本目標1】教育・保育の整備と充実

全ての子育て家庭に対して子育て支援を行う観点から、教育・保育サービスのさらなる充実や子育て支援としての地域ネットワークづくりに推進を図ります。

### (1)教育保育の受け入れ体制

### (2)幼稚園教諭・保育士の人材確保と育成向上

- 人材確保に向けた継続的な取り組みの推進
- 人材育成の取り組みの推進



### (3)認定こども園への移行と普及に係る考え方

- 本村の状況に即した教育・保育の受け皿の在り方の検討

### (4)保育から教育まで一貫した支援の提供

- 異年齢交流の推進
- 関係機関の連携推進

### (5)子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

- 学力向上推進事業
- 学習支援センターの運営
- 村育英会運営事業(貸与・給与事業)
- 自然保護・文化推進事業
- 総合型スポーツ活動の推進
- 学校教育の充実
- 島外体験活動
- CAP(子どもへの暴力防止)プログラムの実施



## 【基本目標2】子育てしやすい地域づくり

子ども達が自立し、主体的に動けるよう成長できるような教育環境の整備を充実していきます。

### (1)地域子ども・子育て支援事業の充実(量の見込みと確保方策)

### (2)安全な道路交通環境・安心して外出できる環境の整備

- 道路・公園等の街灯の設置推進
- 遊び場や安全な遊具の確保
- 交通安全教育の推進
- 危険場所に関する安全教育指導の実施
- 防犯・防災教育の推進



### (3)郷土愛の向上・環境美化の推進

- クリーン運動の展開

#### (4)子どもの健やかな成長を守り育む居場所・地域環境づくり

##### ①居場所づくりの推進

- 幼稚園の教育時間終了後の居場所づくり
- 放課後に安心して過ごせる居場所づくり

##### ②子どもの成長段階に応じた経済的支援 <新規>

- 風疹ワクチン助成
- おたふくかぜワクチン予防接種助成
- 出産補助金
- 乳幼児紙おむつ支援事業
- 高校進学経済的支援事業
- 高校生のいる家庭への経済的支援事業
- 高校生保護者渡航費支援事業
- 島立ち後(高校進学等)で島を離れて暮らす生徒の生活支援
- 学校等における給食費の無償化
- 沖縄利用住民等交通コスト負担軽減事業



#### (5)仕事と子育ての両立の推進(ワーク・ライフ・バランス)

- 仕事と子育ての両立の推進

#### (6)家庭や地域の教育力の向上

- 家庭教育支援
- PTA 活動の推進
- 読み聞かせ活動

### 【基本目標3】子どもと母親の健康の確保

母子ともに健康で過ごせるためにこれまでの母子保健対策の取り組みを継続し、村民が安心して子どもを産み育てることができる環境を整備していきます。

#### (1)切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健事業

- 妊婦健康診査
- 母乳相談事業
- 乳幼児一般健康診査事業の充実
- 予防接種事業
- 乳幼児の歯と口の健康づくり事業
- 妊娠・出産・不妊治療における渡航費助成事業
- 不妊相談・その他女性相談事業
- 母子保健推進員の活動の推進
- 子育てに関する悩みなどの相談対応の充実



#### (2)食育の推進

- 食の大切さの周知

#### (3)小児医療の充実

- こども医療費助成事業の推進
- 小児・児童等への渡航費助成事業



## 【基本目標4】 支援を必要とする世帯への対応などきめ細やかな取り組みの推進

障害のある児童を養育する家庭、ひとり親家庭への支援等を推進し、様々な状況にある全ての子どもの成長を支援する体制の整備を行います。

### (1)ひとり親家庭等の自立支援の推進

- 各種制度等の周知
- 母子・父子家庭医療費助成事業
- 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

### (2)障がい児支援の充実

- 学校等での障がい児の受入れ促進

### (3)青少年の問題行動への対応

- 青少年問題協議会

### (4)妊娠期からの児童虐待防止対策

- 親子健康手帳交付時の保健指導
- 妊娠期から児童虐待防止・家庭内暴力の早期発見・予防の促進
- 要保護児童対策地域協議会の開催

### (5)子どもの貧困対策の充実(南大東村子どもの貧困対策計画) <新規>

#### ①子育て及び教育など生活の安定に向けた支援

- 子どもの貧困対策に関する支援充実に向けた検討
- 子どもの居場所の運営

#### ②就業支援(保護者)

- 生活困窮者自立相談支援事業

#### ③経済的支援

- 就学援助
- その他本村の経済的支援



# 南大東村の地域子ども・子育て支援事業

事業名	事業内容
利用者支援事業 (基本型もしくは特定型)	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
妊婦等包括相談支援事業(利用者支援事業の1類型)【新規】	妊婦のための支援給付を行うに当たって、主に妊婦とその配偶者に対して、面談等により情報提供や相談等を行う事業です。
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
一時預かり事業(一般型)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所で一時的に預かる事業です。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
子育て世帯訪問支援事業【新規】	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象として、訪問して子育てに関する情報提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。
産後ケア事業【新規】	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

## ■第3期計画期間内に体制を検討している事業

### ○一時預かり事業(幼稚園型)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園・幼稚園で一時的に預かる事業です。

※幼稚園型:現行の幼稚園における預かり保育と同様、認定こども園・幼稚園の1号認定こどもの園児を主な対象として実施

### ○乳幼児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】

保護者の就労の有無や理由を問わず、教育・保育施設に通っていない0～2歳までの乳幼児(未在園児)を月一定時間までの利用可能枠のなかで、保育所等へ通園できるよう受け皿を確保する事業です。

## 第3期 南大東村子ども・子育て支援事業計画【概要版】